

令和元年第2回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年6月14日(金曜日)午後2時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 3 議案第2号 長南町道路線の廃止について
- 日程第 4 議案第3号 長南町道路線の変更について
- 日程第 5 議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について
- 日程第10 発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 平野貞夫君 教育長 小高憲二君

総務課長	土橋博美君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	鈴木隆生君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	岩崎彰君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	大杉孝君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	大塚猛君
生涯学習課長	三十尾成弘君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	片岡勤
書記	石橋明奈		

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。
本日が最終日となりますので、よろしくお願いします。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和元年第2回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。
(午後 2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第1、諸般の報告をします。
本日、大倉正幸君ほか4名から発議2件を受理しましたので、報告します。
なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第2、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第3、議案第2号 長南町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 長南町道路線の廃止についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第4、議案第3号 長南町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 長南町道路線の変更についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、風疹の予防接種の取り組みについて、基本的な情報や費用、また周知方法について、何点か伺ってまいります。

ネットなどで調べると、妊娠中の女性が風疹に感染すると、先天性を持った障害児が生まれる可能性があるということで、厚生省は2020年7月までに抗体率を85%、2021年7月には90%に引き上げたいとっております。

そこで、千葉県の風疹患者数を調べると、令和元年6月11日現在で、千葉県144人いると、これは結構大きな数字だということです。なお、この取り組みはどのような観点から行うのか。また長南町の対象者の人数はどのくらいなのか、この点をお聞きしたいと思います。

2点目として、費用についてです。

歳入は132万7,000円に比べて、支出は312万5,000円と支出のほうが多くなってはおりますが、国、県からどの程度の補助や助成があるのか。その比率をお聞きしたい。

それから緊急風しん抗体検査委託料が115万7,000円計上されていますが、千葉県のホームページを見ると、県が委託した医療機関では、風疹抗体検査は委託された機関では無料となっているんですね。これはダブルカウントされていないのか。この辺の整合性について伺いたいと思います。

3点目は、周知方法について。費用は電算処理など委託料を含めて300万円を超えております。それに見合った本格的な周知や、抗体率向上を目指した具体的施策、あるいは周知の方法はどうなっているのか。この3点について伺っていききたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、ただいまの森川議員さんのご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、取り組みということですが、今回、補正の内容につきまして、国と県、二本立ての補正の内容となっております。

まず、国のほうの関係に関しましては、ざっくり人数のほうも合わせた話をさせていただきますと、国分の対象者とそれから県分の対象者を、それぞれ検査の方法、抗体値の基準ですとか、助成の内容が異なっております。

まず、国分のほうからご説明を差し上げますと、国分のほうの対象者、昭和37年4月2日から昭和54年4月

1日までに生まれた男性、こちら長南町では765名の方がおります。そのうち今回は、昭和47年4月2日から54年4月1日生まれまでの男性、40歳から47歳、こちらは本町ですと290名おまして、その方と、それ以外の方の希望者を当初の見込みとしてございます。こちら、今回、40から47歳ということで、若い男性を優先する理由といたしまして、若い年齢の方の患者数が多いということで、40から47歳の男性患者数が対象世帯で全体の半数以上を占めるために、今回は第1回目として、40歳から47歳の方を優先して国の補助で行うという内容になっております。また、県のほうにしましては対象者が妊娠を希望する女性。それから妊娠を希望する女性のパートナー。それから風疹の抗体値が低い妊婦のパートナーということになってございます。

検査方法としまして、抗体検査の分に関しましては、今回、国分に関しましては6月25日にクーポンのほうを各該当者、先ほど話しました290名の方に郵送でクーポンのほうを送付する予定でございます。

長生保健所管内ですと、47機関で抗体の検査ができますよという形になってございます。

また、県分に関しましては抗体検査のほうは既に県事業のほうで実施をしてございますので、抗体検査後に数値が低かった方を対象に予防接種のほうが行われる予定でして、やはり長生保健所管内で43医療機関のほうが行われるという予定になっております。

取り組みの関係は、まず以上として、続いて費用の関係になります。費用の関係なんですけれども、まず先ほどの歳出の関係でして、基本的には国の補助事業の場合、こちらの抗体検査が2分の1の、抗体検査分に関しましては2分の1の国の補助ということになってございます。ですから、風疹の国の補助分の対象の経費といたしましては、歳出ですと11節の需用費、風疹の抗体検査の受診票の印刷製本費、それから、12節の役務費の抗体検査のクーポンの郵送料ですとか、抗体検査の手数料関係、それから13節で風疹抗体検査のクーポン作成委託料、それからシステム改修費、それから抗体検査の委託料で平日と夜間で金額が異なっておりまして、それぞれの分と抗体検査の事務委託費、医師会のほうへの委託料、合わせまして261万5,000円の2分の1に当たります130万7,000円を国からの補助で対応いたします。そのうち、予防接種分に関しましては、交付税措置がなされるということで補助を受けております。

続いて、県の費用の関係なんですけれども、県は風疹の抗体検査に関しましては県事業ですので、基本的に有料となっております。予防接種分に関しましては混合ワクチン5,000円分を補助をするというような形態をやっております。こちら、県の補助事業に関しましては、こちらの混合ワクチン、10名分を見込んでおりまして、歳入の、ワクチンの補助費基準額が5,000円の2分の1ということで、1,000円未満切り捨てとなりますので2,000円かける10名分ということで歳入で2万円を見込んでございます。

また、何で10名程度しか見込んでいないのかというお話になりますけれども、こちら、対象が妊婦のパートナーということになりまして、本町の出生率が年間で30名程度ということで、その3分の1を見込んでおります。また、そのパートナーでも40歳以上の方が対象ということですので、10名程度だろうと。ちなみに平成30年度では1名の方が手を挙げられておりますので、今回は10名を見込んでいるというような内容でございます。

それから3点目です。風疹の抗体検査の委託料は115万7,000円ということで、歳入をしたというお話でしたので、こちらは国のほうの補助が2分の1と、県のほうも風疹の予防接種、20節の扶助費の予防接種分に関しまして2分の1の2万円が補助の対象というような形になってございます。

最後になります。周知方法ですけれども、該当の方には、それこそ先ほどもお話しさしあげましたけれども、

6月25日にクーポンのほうを発送の予定となっております。こちらで若干注意が必要なのは、基本的には国のクーポンを利用して風疹の抗体検査ですとか予防接種を行った場合は、無料となります。ただ、県の場合は、抗体検査は無料なんですけれども、予防接種は補助が5,000円かかりますけれども、残りは自己負担となるというところが、若干注意が必要な内容になってございます。

私のほうからは以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 非常にこう、ややこしいことをよく整理していただいていると思うんですが、簡潔に聞くと、緊急とふだんやっている風疹の違いがあるのかなと思うんですけれども、要は今回の緊急というのは女性ではなくて男性が対象ということなのかの確認が1点。

それと、費用のほうですが、要するに県の機関を受けると無料と書いてあるんですよ。そうするとここには、抗体検査料は載っているじゃないですか。だから、そしたら国ではなく県のほうの機関を受けていただければ、この費用が少なくなるのか、そういうことをお聞きしておりますので、例えば県と国だったら、それは受ける方の都合もあるでしょうが、町にとっては例えば県で受けていただいたほうが得だとか、その辺のことを、その2点をちょっとお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず端的に申しますと、今回、国の補助を受けられたほうが基本的に得になります。対象の方なんですけれども、先ほどもお話をしましたとおり、国の補助は男性のみになり、県の補助は逆に妊娠を希望する女性、ですからここで、女性が県のほうは入ります。そのパートナーと、ですからそこで女性のパートナーで男性が入るんですけれども、国は男性のみしか対象とはならない。単純に国のほうは年齢で区切っているだけでございまして、40歳から47歳の男性のみが国の対象。

県に関しましては妊娠を希望する女性とそのパートナーということが対象になっていまして、基本的には国で抗体検査をされて、そのまま抗体がなければ予防接種を打ってもらうのが一番無料でベストなんですけれども、この国の抗体検査の基準と、県の抗体検査の基準が実は違っていて、国の抗体検査の基準のほうが厳しいんですね。ですから例えば、男性の方で、国の抗体検査を受けました。そしたら若干足りなくて、国の抗体検査の補助の対象にはなっているんですけれども、予防接種を受けませんというふうになったときには、県の予防接種の抗体検査の基準のほうが下まで見えていますので、県の予防接種の抗体検査の基準に満たしているのであれば、今度は国は対象にならなかったけれども、県の予防接種の対象になりますよということで、その際は助成額が5,000円出るんですけれども、おおむねインフルエンザの予防接種1万円強かかるというふうに言われておりますので、半分の5,000円程度は風疹で自己負担をいただくというような形になっております。

ただ、こちら例えば今回、国のほうは全員が男性なんですけれども、同居されている例えば娘さんとか、せがれさんの娘さんですとか、せがれさんの奥さんが同居されているときに、おじいさんがこの年齢の該当の中に入っていて、じゃ、インフルエンザの予防接種を受けようというふうにしたときに、国の該当になっていればそのまま無料でできるんですけれども、抗体が数値が足りなくて、これじゃ県のほうを受けようと思っても、逆にその方は、その娘さんとかお嫁さんのパートナーではないので、その家族のおじいさんとか、そういう方々には今度は全て自費で受けていたかなければならないというようになるわけです。

これに関しましては、抗体がある程度の、全体の皆さんに受けるほどの抗体の数があればいいんでしょうけれども、数はある程度決まっているということで、優先順位をつけるということで、緊急的に必要な方から抗体を受けていただきたいということで、県のほうの補助ではパートナーしかやっていませんよというようなことになっております。

あと、金額のほうですけれども、抗体検査が無料でされていることは、こちらで、委託料のほうで抗体検査、風しん抗体検査委託料で6万5,000円のご質問でよろしいですね。こちらは、長生郡市の医師会への委託料ということで6万5,000円載っている関係で、国や県の風疹の抗体検査をする際には、基本的に無料になっていますので、ただ、長生郡市は医師会のほうに事務関係の委託している関係で、委託料としてここに6万5,000円が計上されているというような内容になっていますので、住民の皆さんが抗体を打つときにお金がかかる、かからないかということで言えば、かからない、全くの無料となっています。こちらはあくまで医師会のほうのお金ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） ありがとうございます。

とういことは、おじいちゃんといえれば私どもの年代はそういう検査のクーポンは来ないということで、クーポンが来ることが周知や抗体率の検査を上げていくことにつながるんですが、やはり聞いていて非常に難しいので、風疹の抗体、年度によっていろいろと接種も変わってきていると、そういうこともありますので、受診される方、わかりやすく説明をしていただきたいと思っています。

そこで、和田議員も聞いたんですが、こういう県、国が取り組む感染症、たまたま昨日、手足口病が関西のほうで、はやり始めた、こういう判断基準というのは町独自でもできるんですか、それともやはり国、県の指導になりますか、その点をちょっとお答えいただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 基本的には、そういう病気が発症した際は県のほうから町のほうに連絡が来ますので、町独自の基準というよりは、県のほうの基準にのっとって町の対応をするというような形になるかと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございますでしょうか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） プレミアム付商品券のことについてお伺いいたします。

これは、住民税の非課税世帯、また2歳以下の子供がいる家庭が対象で、2万円の商品券で2万5,000円の買い物ができるということなんですけれども、一つは対象の方は何人ぐらいいるのかというのが一つ。

もう一つは、これによって国のお金も1,450万来ますけれども、残りの3,600万円のうち、町のかかるいろいろな費用というものが、ここにも書いてある、計算すれば300万ぐらいなんですけれども、そういうことでのいかどうか、きちんと教えてもらいたいと思います。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それではお答えいたします。

まず、購入対象者の人数ですけれども、住民税非課税の方と、正確には3歳未満のお子様が属する世帯主ということで、合わせて1,800人を見込んでいるところでございます。

それから、財源の関係でございますけれども、予算書の9ページに財源、載っておりますけれども、1,750万2,000円は、これは国庫補助金でございます、プレミアム分の5,000円が1,800人分で900万、それからプレミアム商品券を行うための事務に係る費用850万2,000円、合わせて1,750万2,000円でございます。

それらから、その他財源の3,600万円につきましては、これは商品券の購入代でございます、購入対象者は2万円で購入しますので、1,800人分の3,600万円となっております。この事業は国が全て100%補助ということですので、町の財源はございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございますでしょうか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 歳出のほうで総務費、選挙費の中で参議院議員選挙費で一般財源で21万2,000円、補助のほうで26万1,000円、計で補正予算で47万3,000円ですよね。全額補助じゃないってことですか。これ多分、坂本の投票所のことだと思うんですけども、資材作成委託料というのは、これ、建築確認か何かの金額だと思うんですけども、違う……西小分か。そのやつ、一般財源から出しているのは比率で出すのか、それをちょっと聞きたいと思います。

○議長（松野唱平君） 選挙管理委員会書記長、土橋博美君。

○選挙管理委員会書記長（土橋博美君） ただいまのご質問ですけれども、参議院議員の選挙費は全体で47万3,000円、歳出でございますが、これ、13節委託料のほうで、まず内容のほうからちょっと説明させていただきますと、13節委託料では、これにつきましては、第5投票所、旧西小ですね、そこが今回、前回から西小の教室を使っていますので、それを教室に選挙をする方が入るのにスロープが必要になります。そちらを2カ所ぐらいつくるための委託料になっています。

14節使用料につきましては、開票所の機材借り上げ料となっておりますけれども、これにつきましては、まだ衆参の同日選挙ということで、まだそれをらんでおりますので、開票所のほうを、保健センターの2階ではちょっと両方の選挙は開票できないということで、B&Gの体育館を使いたいと思っております。そうしますと、それに伴って開票所のテーブルとか椅子、台、そういうものが必要になってきますので、それを借り上げるための使用料ということでございます。

18節備品ですけれども、これは第5投票所、旧西農協、倉庫になりますけれども、そちらのほうの照明が大分傷んできたので、今回、照明器具のほうをかえようと思っております。合わせますと47万3,000円という支出が出てきます。

今回、歳入につきましては、今回この歳出につきましては、国の選挙のみの経費ではございませんので、ある程度歳入のほうでは全体の選挙になりますと、国とかですと、参議院とか衆議院で2つ、3つということで5つ、県だと知事選と議員選で2つ、町だと町長選と議員選で2つということで、合わせますと大体9個の選挙がございますので、そのうちの国分5つ分を県で、見込みなんですけれども、見込んで9分の5というもの

を歳出のほうで見込んで出させていただきますので、その47万3,000円から補助分を差し引いた21万2,000円が一般財源ということになります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 一般会計の補正予算に反対したいと思います。

理由は、プレミアム付商品券についてでありますけれども、先ほどお尋ねしましたところ、対象は1,800人ということでありまして、減税をするなら、やはり町民全体にすべきで、これだけの減税を行うよりは、やっぱり国民全体にしたほうがいいのではないかと思い、反対をいたします。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、令和元年度長南町一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論させていただきます。

本予算は、適正に支出されております。そして今、言われたプレミアムの件についても、このたび消費税が8から10%に上がると、そういうのに関して国が指示してきたものであります。それを町が5,000万円ほどの執行をして町の経済を考えたものになっていると考えております。そういう意味合いからして、この補正予算には賛成をいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 監査委員の任期は1期4年でありますけれども、これまで最高の方は何期務めていられるでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） 総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） すいません、ちょっと何期ということ、古いところまで調べていないんですけれども、平成3年から調べた資料ですと、最高で2期でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） その次に、今回、何で改選になったのか。やはり、監査委員というのは特別な仕事だと思わなければならない、そこら辺でどうなっているのかということですが、丁寧に私なんかも考えて、もう1期くらい務めてよかったんじゃないかと考えますけれども、そういう点でどうなったんでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 和田議員さん、2期ではなく、もう少し特殊な監査委員の立場からして、続けてもらったほうがいいんじゃないかと、そういうご意見だというふうに思いますけれども、現委員の半澤委員におかれましては、私どもももう1期やっていただけないかというような思いも強く持っていたんですけれども、本人も体調がよろしくないということで、辞退のほうをされたいというような経緯がございます。そういったことで、この間、新たに任命するような形になったわけでありまして。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 本人の同意と言っているんですけれども、私が聞いたわけではないんですけれども、どうもそのところに不自然な形があるように私はできたんじゃないかな、そう思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 和田議員がどういう思いでそういう発言されているのか、私よくわかりませんが、これまで、半澤委員には頑張ってもらいました。体調を悪くされている中で、本当に頑張ってもらったというふうに思っております。私どもとしては、その状況を見ながら、大変痛々しく思っているんです。痛々しく思っている、本人が実際、そういう状況においても続けたいという意志が強く感じられるのであれば、また違った選択肢もあったんですけれども、本人も今の長南町の状況からして、今回、辞任をしたいと、そういうようなことの発言を、私も実際、話し合いをして聞いております。したがって、そういう形でとらしていただいたということでもあります。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 監査委員の選任について、反対の討論をします。

町長は、本人の状況を考えて痛々しいと言っておりましたが、やはり能力とか、これまでの業績とか、そういうものを勘案していくべきであると私は考えて反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 私は本人をよく知っておりまして、性格等知の中で賛成の討論をさせていただきます。

監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て人格が高潔で普通地方公共団体の財政管理、財務管理、事業の経理、その他行政運営に関してすぐれた識見を有する者のうちから選任するということになっております。

石橋氏につきましては、長年町の要職を経験され、各課の業務を把握しており、人格識見ともにすぐれていることから、監査委員として適任であると考えますので、私は賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 反対討論をいたします。

自治体は公金をはじめとするさまざまな住民全体の共有財産を有しており、その管理、運用は常に正確で効率的なものでなければなりません。もし、これらが違法な好ましくない扱われ方をしたとしたら、それは住民全体にとって大きな損害となります。自治体に置かれる監査委員は、自治体の主として財務に関する事務について法令に違反していないか、効率的にされているかを監査し、その結果を住民に広く知らせるわけでありませぬ。この監査委員については、法の定めにより、本町では2名が定数となっております。現在は1名は議員から、1名は一般の財務関係等の見識を有する方、いずれも町長が選出し、議会の承認を得るわけです。

今回、選出いただいた方は元本町の職員であり、私もよく存じているわけですが、その任の問題ではなく、外部の自治体の元職員等ならともかく、本町職員とのしがらみの当然ある本町元職員は、とりわけ監査委員としては好ましくないと考えます。

よって、今回の選任には同意しかねます。また、議員から選出する監査委員についてですが、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務づけが緩和され、議員選出監査委員を選任するかしないかについては、自治体が選択できるようになりました。

これは、監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査は専門性のある監査委員に委ね、専門性や独立性を発揮した監査が実施されることにより、監査機関の充実、強化がより図られる。議会は議会としての監視に集中し、議会の機能強化に努めるべきであるというものであります。よって、議会からは監査委員を選出しないとする関係条例の完成をすべきと考えますので、申し添えます。

〔「早くしろよ」と言う人あり〕

○10番（加藤喜男君） 以上です。

〔「今さら言ったってしょうがないんだ」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については同意することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

（午後 2時47分）

○議長（松野唱平君） 皆さんにお知らせします。

ただいま監査委員の任命につき同意を受けました石橋弘道さんからご挨拶がございます。

しばらくお待ちください。

ご紹介いたします。

長南町芝原、石橋弘道さんです。

ご挨拶をお願いします。

○監査委員（石橋弘道君） ただいま、監査委員ということで議会の皆様方のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

諸先輩方が多数いる中で、私ごときが推薦されましたことにつきまして、非常に恐縮に感じているところでございます。

行政を離れまして、5年ほどたちます。不安もありますし、現職の監査委員さんに比較しますと、非常に未熟な私ですけれども、お引き受けをした限りは監査委員として町のために全力を持って尽くしたいというふうを考えております。

議長様をはじめ、監査委員の大先輩であります松崎議員さんをはじめ、議員の皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。よろしくお願いします。（拍手）

○議長（松野唱平君） ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） 会議を再開します。

（午後 2時49分）

◎同意第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については同意することに決定しました。

このまましばらく休憩します。

（午後 2時50分）

○議長（松野唱平君） 会議を再開します。

（午後 2時51分）

◎諮問第1号の採決

○議長（松野唱平君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第9、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出について及び日程第10、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを一括議題とします。発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を求めます。

8番、大倉正幸君。

〔8番 大倉正幸君登壇〕

○8番（大倉正幸君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子供の貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。

子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること、など。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保するべく、政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げます。発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで一括議題とした発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） この発議2号についてですけれども、毎年出しているようだけれども、この項目は少し変えなきゃいけないかなと、私、思いますけれども、毎年これ、同じものを出しているんじゃないかと思うんですけれども、上でやっぱり認めてくれないということは、少し項目を変えとか、もう少し考えてやったほうがいいんじゃないのか、反対の意見じゃありませんよ。これ、項目が毎年同じもので来ていると思います。

〔「毎年じゃない、20年前からだよ」と言う人あり〕

○9番（板倉正勝君） これはだから、中身はつくり直したほうがいいんじゃないの。というただ、意見です。

反対じゃないんですけれども。項目がまずいんじゃないかと思うんですよ。そのときはこれ議長預かりか何か

したほうがいいんじゃないの。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 今回、私がこの2件の発議に関して、意見書提出に関して東上総教育事務所でしたか、そこからちょうど、私が議会事務局にいたときに電話がかかってきまして、今年もこういうものをお願いしたいという話を伺ったときに、私も反対することは恐らく各議員さんもないでしょうと。ただ、毎年、同じ発議をして、皆さんが同意していただいて、その結果が全然こちらに伝わってきていませんと、そういう話を昔から議員さん方から聞いていますということを一言申し添えて、今年もこの意見書を出しますというふうに説明したことを覚えております。

板倉議員のおっしゃるとおり、毎年同じことを発議して、それが国に通っていないとすれば、また内容も変えていかなければいけないのかなということはありますので、先ほどのご意見を上総教育事務所ですか、そちらのほうに伝えたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質疑ありますでしょうか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、関係者の教育民生常任委員長のほうから、答弁がありましたので、反対ということじゃございませんけれども、このようなことがまた同じ文章で毎年出されているのか、出されていないのかは、教育民生の方々、面々の名前が載っていますので、委員会のほうで賛同したということだとおもいますが、文章がやっぱり毎年、毎年同じようなこういう発議の賛同というのは、これ、どうしたものかなというのが、一つ思っているだけで、反対の意見じゃなくて、上から出してもらっても、やっぱりある程度そういうところを目を通していただいて、町議会もそれに賛同するということが大事なのかなと思っております。

以上です。

〔「前議長からそういう意見が出たということです」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

令和元年第2回長南町議会定例会を閉会します。

(午後 3時06分)